

社会福祉法人 津別町社会福祉協議会内

津別町あんしん生活サポートセンター 「ほっと」

■認知症のため預貯金の管理や
介護の契約が難しい。

■精神障がいがあり財産管理を
自分で行うことができない。

■成年後見制度を利用したいが、
手続きが分からない。

■ひきこもりや就労していない
家族がいる。

こんなときは、専門員が相談にのります。お気軽にご相談ください。

専用電話・FAX 0152-77-6211

《受付時間》午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日・年末年始は除きます)

インターネット情報

<まごころ奨学金>

保護者（父または母など）が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもで、高校、大学、大学院、短大、専修学校（専門課程、高等課程）、高等専門学校に在学しているか進学を予定している方が対象となります。

問い合わせ先 日本財団まごころ奨学金係 電話 03-6229-5111 FAX03-6229-5160

<https://nf-yoho.com/scholarship/index.html>



まごころ奨学金 検索

<応急手当の方法、AEDの使い方等>

いざというときの応急手当の方法、AEDの使い方、AEDの設置場所、休日当番（医）病院等が掲載されています。

問い合わせ先 美幌・津別広域事務組合津別消防署 電話 0152-76-2189

<http://kouiki.town.bihoro.hokkaido.jp/>



美幌・津別広域事務組合 検索

メール配信システム「ささえねっと@つべつ」

高齢者などの行方不明者情報や、町の防災情報などをお届けしています。ぜひ登録をお願いします。

～ 登 録 方 法 ～

メールの登録方法

①右のQRコードを読み取り、手順に従って登録してください。



②下記メールアドレスを入力し空メールを送り、手順に従って登録してください。

t-tsubetsu@sg-p.jp

LINEの登録方法

LINEアプリを開き、右のQRコードを読み取り、友だちに追加します。



LINEにメッセージが届きます。手順に従って登録してください。

わかりやすいマイナンバーQ&A

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178

Q マイナンバー導入で私たちにはどんなメリットがあるの？

- A ①行政を効率化し、人や財源を国民サービスに振り向けられます。
②社会保障・税に関する行政の手続きでの添付書類の削減や、マイナポータルを通じたお知らせサービスなどによる国民の利便性を向上します。
③所得をこれまでより正確に把握することで、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現します。
さらに、マイナンバーカードやマイナポータルは、民間活用を含め、IT社会の基盤として、最大限活用していきます。

Q マイナンバーカードを取得するとなぜ通知カードを返さなくてはならないの？

- A 社会保障・税・災害対策における各種手続きにおいては、①マイナンバーの確認と②本人確認の両方が行われることとなりますが、マイナンバーカードは、その両方を1枚のカードで行うことができます。
一方、通知カードは、マイナンバーの確認を行うためのみにつくられるカードであり、個人番号カードがあれば、通知カードを持っている必要はなくなります。このようなことから、国の法令の規定により、マイナンバーカード取得の際は、通知カードを返納していただき、返納された通知カードは市区町村において速やかに廃棄することとされています。

Q マイナンバーが漏えいすると、個人情報that 芋づる式に流出してしまうの？

- A 各行政機関が持っている個人情報はこれまでどおり各行政機関によって管理され、また、行政機関同士のやりとりではマイナンバーではなく暗号化された符号が使われるため、第三者がマイナンバーをもとに個人情報を芋づる式に引き抜くことはできない仕組みになっています。

Q マイナンバーカードの内容に変更があったらどうするの？

- A 引っ越しなどで住所が変わるときは、住民票異動の手続きの時に、マイナンバーカードを一緒に窓口へ提出して、記載内容を変更してください。

Q 通知カードやマイナンバーカードをなくしたらどうすればいいの？ 悪用されてしまうの？

- A マイナンバーカードについては、紛失や盗難にあったときは、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に電話し、利用の一時停止（24時間365日対応）を行ってください。カードの再交付は、窓口で手続きをしてください。再交付には、手数料がかかります。
なお、マイナンバーカードのICチップには、税や年金に関する情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されていません。また、顔写真があることや暗証番号の設定などのセキュリティ対策により、マイナンバーカードの悪用は困難な仕組みとなっています。
通知カードについては、令和2年5月25日に廃止となっているため、再発行はできません。

オンライン手続き可能な行政手続

申請受付サイト「マイナポータル・ぴったりサービス」



<https://myna.go.jp/>

※申請手続には、マイナンバーカードとマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンまたはパソコンが必要となります。

※ここに掲載したものは4月現在で作成しており今後追加される場合があります。

子育て関係

児童手当

- 児童手当等の受給資格および児童手当の額についての認定請求
- 児童手当等の額の改定の請求および届出
- 氏名変更／住所変更等の届出
- 受給事由消滅の届出
- 未支払の児童手当等の請求
- 児童手当等に係る寄附の申出
- 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 児童手当等の現況届

児童扶養手当

- 児童扶養手当の現況届

子育て関係その他

- 妊娠の届出

介護保険

- 要介護・要支援認定の申請
- 要介護・要支援更新認定の申請
- 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 介護保険負担割合証の再交付申請
- 被保険者証の再交付申請
- 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 介護保険負担限度額認定申請
- 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修前）
- 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修後）
- 住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援

- 罹災証明の発行

住民記録関係

- 転入届（転居届）の予約、転出届

選挙関係

- 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求